

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術について経済産業大臣の許可を要するものとする等所要の規定の整備を行うこと。
(別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、五ふっ化よう素を追加する等所用の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

第三 施行期日

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする。 (附則関係)